

日本の運転免許証で車を運転する方へ（滞在1年以内の場合のみ）  
(国際運転免許証携行の奨励)

ハワイ州では、入国後1年以内に限り、有効な日本の自動車運転免許証で自動車を運転することができます。入国後1年以内であることを証明する必要がありますから、パスポートも忘れずに携行してください。

最近、事故や違反で取締りを受けた際、日本の運転免許証を示したにもかかわらず無免許運転として処理される例が多発しています。これらは、警察官の誤解（日本語の記載内容を理解できない）に基づくものですが、一旦無免許運転として現場の警察官から呼出状を交付された場合には、本人若しくは代理人（弁護士）が裁判所に出頭する以外解決する方法がありません。

ホノルル市・郡警察本部では、警察学校で日本の運転免許証の解説について指導は行っていますが、日本語能力の問題もあり、現場の警察官へ必ずしも十分に浸透しているとは言えない為、国際運転免許証を取得して携行することを強くお勧めいたします。

尚、国際運転免許証のみでは、運転できないのでご注意ください。

ハワイで運転の時は、以下の有効なものを携行してください。

- ① 日本の運転免許証（必須）
- ② 日本国旅券（必須）
- ③ 国際運転免許証（携行奨励）